

犬の飼い主のルールとマナー

登録と狂犬病予防注射

- 犬を飼い始めたら、登録の手続きをして、狂犬病の予防注射を毎年受けさせましょう。
- 交付された鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪などに付けましょう。迷子札にもなります。



あなたは
OK?



犬は必ずつないで！

- 犬を放すことは、香川県条例で禁止されています。
- 敷地内でつなぐか、柵などで囲って飼いましょう。
- 散歩の時も、必ずリードでつなぎましょう。(短めに持ち犬が引っ張らないようしつけ、飼い主がリードしましょう)



フンは必ず持ち帰ること！

- 犬のフンを放置することは、高松市の条例で禁止されています。
- お散歩前に排泄させる習慣づけをしましょう。もし、路上などにフンをしてしまった時は、必ず、家まで持ち帰ることが飼い主のマナーです。



しつけと迷惑防止

- 無駄吠え・飛びつき・かみ癖など、事故につながることをないように、愛犬をしつけていきましょう
- 鳴き声・臭い・毛の飛散などは、飼い主を感じる以上に、周囲の人は気になるものです。人も犬も、どちらも快適で安全に暮らせるよう、生活環境を整えましょう。



本当に、一匹一匹きちんとお世話できますか？

動物の数をむやみに増やす・繁殖させると、一匹一匹、いき届いた飼養ができなくなります。きちんと管理できる数を超えることのないようにし、生まれてくる全ての命に責任がもてないのであれば、**不妊去勢手術**を受けさせましょう。

動物が苦手・怖いといった人も
いる地域社会で、飼い主もペットも様々な人と
関わりながら暮らしていく以上、『**動物だから仕方
ない・大目にみてほしい...**』は許されません。
愛情と責任をもって飼うことが大事です。



知っていますか？

必要な届出

飼い犬が迷子になったら？

- **すぐに**保健所と最寄りの警察(交番)へ連絡してください。
- **すぐに**さがしてあげてください。
『そのうちに帰ってくるだろう』と待っていてはダメです！
- 保健所で保護できる期間には、限りがあります。
- 飼い主の元に戻れず、処分となる犬がいます。

犬によるこう傷事故は、全国で毎年4,000件以上発生しています。その98%は飼い犬によるものです。

飼い犬の性質や特性をよく理解し、飼い主一人一人がルールを守って、咬傷事故を起こさないようにしましょう！



飼養状況が変わった場合など

- 変更届
飼い主が代わった、住所が変わった時
- 死亡届
飼い犬が亡くなった時
- その他
鑑札や注射済票をなくした時(再交付)

犬は自分で住所や電話番号を言えません。迷子になった時のために、身元が分かるものをつけてあげてください。

鑑札・注射済票の番号から、飼い主がわかります。



さらに、鑑札や注射済票、首輪が外れてしまうこともありますが、そんな時には、マイクロチップとの併用が有効です。



<マイクロチップ>とは？

15ケタの個体識別番号が記録されている電子チップで、直接皮下に埋め込むため、外れることの無い身元証明標識です。お近くの動物病院で入れることができます。

もしも、飼い犬が人を咬んだら？

- 何よりもまず、相手方のケガの手当などに対応しましょう。
- 速やかに、こう傷届を保健所へ提出してください。
- 再度同じような事故が起こらないよう、原因について考え、再発防止を図ってください。

災害対策 していますか？

災害が起きたときのために、ペットを含めた災害対策をしておきましょう。日頃からの必要な備えが大切です。

- エサ・水・キャリーバック・常備薬などの物資を準備しておきましょう。
- ペットとの同行避難をスムーズに行ったり、避難所で周りの人の迷惑にならないように、**むやみに吠えない・キャリーやケージに慣らす・他の人や犬にもフレンドリー**に接することができるなど、普段からしつけをしておきましょう。
- 万一、離ればなれになってしまっても、保護された先で、飼い主が分かるように、鑑札やマイクロチップなどを付けておきましょう。



〒760-0074 高松市桜町1丁目10番27号
高松市保健所生活衛生課
TEL:087(839)2865